

魚津市告示第42号

魚津市日常生活用具給付等事業実施要綱の一部改正について
魚津市日常生活用具給付等事業実施要綱（平成18年魚津市告示第69号）の
一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

魚津市長 村椿 晃

第4条第1項中「日常生活用具給付決定通知書」を「日常生活用具給付（
貸与）決定通知書」に改め、同条第2項中「日常生活用具給付（貸与）却下
決定通知書」を「却下決定通知書」に改める。

様式第2号、様式第3号、様式第5号及び様式第6号を次のように改める。

様式第2号（第3条関係）

調 査 書

申請年月日		年 月 日		申請者氏名			
対 象 者	住 所						
	フリガナ						
	氏 名						
	生 年 月 日		年 月 日		性別		電 話
世帯員 の 状 況	氏 名		年齢	対象者 との 続 柄	課税状況		備 考
					課税区分	市 民 税 所 得 割	
	非課税世帯		所 得		障害年金	手 当	合 計
所 得 区 分	生活保護 ・ 低所得1 ・ 低所得2 ・ 一般 ・ 一定所得以上						
基準額		見積額		利用者負担額		公費負担額	
円		円		円		円	
月額負担上限額							
円							
用具名			基準額	見積額	利用者負担	公費負担	
			円	円	円	円	
合 計			円	円	円	円	
給付（貸与） の必要の 有 無	有・無	給付（貸与）を する（しない） 理 由					
上記のとおり確認しました。							
年 月 日				調査者		印	

日常生活用具給付（貸与）決定通知書

様

魚津市社会福祉事務所長

標記のことについて、次のとおり決定しましたので通知します。

対象者	住所					
	フリガナ氏名					
	生年月日	年 月 日	性別		電話	
支給番号		支給決定日		年 月 日		
決定内容		(給付・貸与)				
納入業者	名称					
	所在地					
	電話					
基準額		見積額	利用者負担額	公費負担額		
円		円	円	円		
注意事項						
1 用具は、対象者又はその扶養義務者がその能力に応じて費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る前に支払ってください。						
2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供したりすることは、かたく禁じられています。						
3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部返還してもらうことがあります。						
4 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に魚津市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）						
5 この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、魚津市を被告として（訴訟において魚津市を代表する者は魚津市長となります。）提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）						

問い合わせ先

郵便番号
電話番号

住所

第 年 月 日
号

日常生活用具貸与決定通知書

様

魚津市社会福祉事務所長

標記のことについて、次のとおり決定しましたので通知します。

対象者	住所					
	フリガナ氏名					
	生年月日	年 月 日	性別		電話	
貸与番号			貸与決定日	年 月 日		
決定内容						
注意事項						
1 貸与された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、貸付け、又は担保に供したりすることは、かたく禁じられています。						
2 用具の一部又は全部をき損し、又は滅失した場合には、直ちに社会福祉事務所長にその状況を報告し、その指示に従ってください。						
3 用具を必要としなくなったときは、速やかに社会福祉事務所長に申し出て下さい。						
4 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に魚津市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。						
5 この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、魚津市を被告として（訴訟において魚津市を代表する者は魚津市長となります。）提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）						

却下決定通知書

様

魚津市社会福祉事務所長

年 月 日に申請された日常生活用具の給付申請については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

1 申請事項

2 却下の理由

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に魚津市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、魚津市を被告として（訴訟において魚津市を代表する者は魚津市長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

問い合わせ先

郵便番号

住所

電話番号

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、当分の間所要の調整をして使用することができる。